

## 国際真珠入札会等支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸が真珠の加工及び輸出拠点としての役割を果たしていることに鑑み、さらに国際的な取引の拠点としての機能を強化し、もって神戸の真珠産業の振興に資することを目的として開催される国際真珠入札会等に関する経費の補助について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 補助事業の対象となる者は、輸出入取引法（昭和27年法律第299号）第4章に規定する輸出組合である日本真珠輸出組合（以下「補助対象者」という。）とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助事業の対象となる事業は、補助対象者が主催し、当該年度に実施する国際真珠入札会等とする。

- 2 第7条第1項の交付決定前に実施している補助対象事業についても、前項の期間内に実施したものについては、補助対象とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、消費税及び地方消費税を除いた、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務委託料
  - (2) 会場使用料・賃借料
  - (3) 会場整備費・改装費
  - (4) 運送費
  - (5) 広告・印刷物作成費
  - (6) 役員費
  - (7) 人件費（補助対象事業執行に必要な臨時的なものに限る）
  - (8) その他市長が必要と認める経費
- 2 補助対象経費につき、国、地方公共団体又は公共団体等から同様の補助金又は助成金の交付を受けるとき又は受けたときは、当該交付金額を補助対象経費から控除するものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める対象経費の2分の1以内とし、当該年度の予算の範囲内とする。

### (交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第18条第2項による概算払をするときは、前項第1号に掲げる補助金交付決定通知書により、概算払の時期及び金額を通知するものとする。

3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第8条 前条第1項の補助金の交付決定を受け、前条第2項による概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を概算払するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助対象者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助対象者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第10号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後速やかに確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助対象者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年9月25日から施行する。